

函館地方裁判所委員会（第24回）及び函館家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成25年1月17日（木）午後3時～午後4時40分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

- （地裁委員）伊部宗博，岡嶋一夫，永澤和枝，橋田恭一，石黒喜美子，石川博康，嶋田敬昌，矢口俊哉
- （家裁委員）坂野昌之，柳川厚史，田邊信之，本間芳樹，岡村弘之，河鍊洙，大倉靖広
- （兼務委員）加藤晃義，大塚雄毅，笹野明義
- （地裁事務局）事務局長堀江賢，事務局次長菊地弘恭，民事首席書記官木村秀行，刑事首席書記官伊藤伸司，総務課長平野裕章，総務課課長補佐小林貴茂
- （家裁事務局）事務局長山田勉，事務局次長菊地弘恭（兼務），首席家庭裁判所調査官高橋卓，首席書記官芳賀拓實，総務課長石田有二

4 議題

裁判所における広報について

5 机上配付資料

- （1）進行次第
- （2）着席図
- （3）資料1号 リーフレット「裁判所ナビ」
- （4）資料2号 リーフレット「法廷ガイド」
- （5）資料3号 広報誌「司法の窓」
- （6）資料4号 新聞記事 昭和57年12月22日付け北海道新聞「明治の古資料函館に残す」
- （7）資料5号 新聞記事 平成24年5月17日付け函館新聞「司法制度身近に感じて函館地裁で法廷を一般公開」
- （8）資料6号 新聞記事 平成24年11月3日付け読売新聞「寿都，江差で法廷見学会」
- （9）資料7号 これまでに地家裁委員会で取り上げた議題について

6 議事トピックス

- （1）冒頭，両委員会の開催に当たり，委員長の互選が行われ，それぞれの委員会の委員長として笹野委員が選出された。
- （2）事務局から，前回の委員会の意見を踏まえた裁判所の取組について報告を行っ

- た。
- (3) 事務局から、「函館地家裁における広報活動の実情」, 「管内の裁判所における広報活動の実情」について説明を行った。
- (4) 事務局から、「ウェブサイトによる広報」について最高裁判所ホームページを展開しながら説明を行った。

7 議事

(1) 開会宣言 (総務課長)

(2) 新委員紹介

(3) 委員長選出

互選により函館地方・家庭裁判所長笹野委員がそれぞれの委員会の委員長に就任した。

(4) 裁判所から前回の委員会の意見を踏まえた裁判所の取組について報告

(事務局)

前回の委員会は、災害時の対応がテーマであったが、このときに、当裁判所で整備している防災備蓄品に関し、災害時に乳幼児や女性が避難してきた場合の防災備蓄品の整備について意見をいただいた。

この意見を踏まえ、紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、そして生理用品を整備することを決め購入準備中である。

(5) 裁判所における広報について

(事務局から説明を行った。)

(委員長)

函館地家裁全体としての広報の取組、管内の支部簡裁の実情、ウェブサイトについて説明をさせていただいたが、質問や更なる説明希望についていかがか。

(委員)

司法統計については、一般の利用者というよりは研究者や法曹三者が多く利用していると思われるが、函館地裁での司法統計はウェブ上で各地方裁判所単位で公表されていないのか。研究者や法曹三者はウェブ上で公表されていると多々の検討が行いやすいため公表できないか。

(事務局)

司法統計は裁判所ごとに公表されている (函館地方裁判所の司法統計をスクリーンに表示)。

(委員)

以前ウェブを閲覧したときには見付けることができなかったが、詳細に公表されていることが分かった。

(委員長)

これから意見交換に入る。

(委員)

裁判所を利用するといっても裁判の当事者になるか、見学を行うか、模擬裁判の体験を行うか、などの利用となる。

国民や市民からすると裁判所は敷居が高いところにあると思う。裁判になるほどではない身近な近所トラブルなどについて、裁判所が月に1回程度、近所トラブルの簡便な解決のための相談窓口を開設するなどの活動を行うことによって、国民や市民は裁判所に注目するようになるだろうし、利用し易い環境作りになると思う。このような相談窓口開設などは裁判所としては可能か。

どのようなところをターゲットとし、何を目的とした広報を展開するのか、その一つの方法として相談窓口は大事ではないか。

(事務局)

裁判所は敷居が高いとのことだが、裁判所は全ての町村にあるわけではなく、設置場所などいろいろなことを想定したうえで裁判所の存在を確認いただき利用しやすさなどを考慮して裁判所の広報を展開している。委員から見て裁判所がどの様に見えるのか、身近な存在なのかなど意見をいただきたい。

(委員)

裁判までいかない身近な近所トラブルなどの相談活動を月1回開催するなどすれば、より身近な裁判所になると思うのだが、このような活動は裁判所の職務から難しいのか。

(委員長)

相談活動は行っていないが、簡裁や家裁の受付窓口では種々の手続案内を紹介しており来庁していただく去何らかの手続等を紹介できる。

(事務局)

裁判所は、当事者双方の意見を聞いて最終的に判断する機関である。したがって、裁判所では、どのような手続があるか、費用はどれくらいかかるかなどの手続に関する案内は行すが、「これで勝てますか。」等といったような内容に踏み込んだ相談には対応できない。

(委員)

近所トラブルなどでも難しく考えずに裁判所に聞けばトラブル解決につながる方策が見つかるかもしれないことなどを広報すれば、市民がより裁判所に注目すると思う。

(委員長)

この点については、弁護士会でも法律相談、手続相談をされているが弁護士委員から何かあるか。

(委員)

敷居を低くする困難さを常々感じている。弁護士会の法律相談では一方当事者の話を聞いただけで、どのような請求権があり、それに応じた手段を提案できるが、裁判所では相談を受けた時点で、一方当事者のみに肩入れをした回答はできないことから窓口での対応には限界があり難しいと思う。

敷居を低くするためにどうするかとの点では悩みが多い。100万円もする新聞広告を出せば良いが、現状では小さな広告でありほとんど注目もされていない。イベントを行い新聞記事として掲載される方が周知効果が高い。例えば、弁護士会で「貧困と〇〇についての無料法律相談」などを企画し新聞掲載

されると多数の相談者が訪れる。実現は難しいと思うが、例えば、裁判所で法の日週間の際、家事の窓口相談担当者を通通常の5倍配置し、集中手続相談などを企画し報道されると市民の関心は高まるのではないか。裁判所としては他の部署の人員が手薄になることからやりにくいと思うが発想の一つとしていかがだろうか。

(委員長)

地域住民側としてはどのようなイメージを裁判所に対して持っているのかなどについてはいかがか。

(委員)

裁判所は身近な存在であって良いのか非常に考えさせられる。裁判の結果では厳しい判決が出る場面もあることからそもそも来やすい場所であるべきなのか。裁判所の広報は一般的な広報と違う一面があると思うし、そうあるべきとも思いながら議論を聞いていた。

函館市には187の町会があり、各町会から集まった30人規模程度の会合で裁判員の在り方などが話題になることがある。その中で裁判員を一部公募形式で行うことで裁判所に対する意識は高まるのではないかなどの議論をすることがある。裁判所自体が身近な存在であるべきかについては一線をどこかに置きながら議論すべきではないかと思う。

(委員長)

裁判員については法律で公募ではなく、裁判所で選任するとなっているため御理解いただきたい。

先程も発言があったが裁判所は敷居が高い、また、場合によっては厳しい判断がなされることもあるのは指摘のとおりだが、近隣のトラブルや家庭の問題などの身近な問題についても裁判所は対応できることを皆さんに知っていただきたいとのが今回広報をテーマに取り上げた一つの目的である。裁判所は身近な存在であって良いのかとの意見も踏まえながら検討していきたい。

学校や子供を対象とした模擬裁判など教育現場との関わりも問題になってくと思うが教育関係の立場から意見はないか。

(委員)

最近、裁判所は身近になってきたと思う。一つは裁判所が様々なイベントを行いマスコミに報道され裁判所の活動が市民に知られている。また、ここ20年で人権意識が高まっており、市民は何か不利益を被ったとき弁護士に相談し裁判に訴える件数がものすごく多くなっているように思う。それだけ市民が自分の権利意識を極めて強くしていると感じている。

私は社会科担当の教員であり、自身の授業の中で裁判制度なども説明していたことから、意識の変化については教育現場での成果が出てきたとも感じている。一方で権利ばかり主張して国民の義務についてはどうなのかと思う時もあり反省しなければとも感じている。裁判所の広報活動については良くやっていると感じている。確かに敷居は高いかもしれないが、かつてほどの高さではないと肯定的にとらえたいと思っている。

(委員)

ウェブサイトの実演を見て細かく親切丁寧に出来ていると感じた。私たちもいろいろな面で参考になるサイトだと思った。ただ、子供達が開いた時に具体的な事案についてどこの部署で対応してくれるのだろうかと思った。例えば、近所のトラブルなどはどこを開けばよいのか分かりにくい。ウェブサイトによくある画面上部に検索単語を入力することによって対応の画面に飛ぶような工夫がされると使い勝手が向上すると思う。

敷居の高さについては言える立場ではないが、小中学生、高校生について裁判体験や傍聴をさせていただいており、例えば、職業体験的な受入れは可能なのか。修学旅行などで見学・研修コースとして組み込み、いろいろなことを調べることもある。中学生では職業体験、キャリア教育の一環として模擬裁判やいろいろなものを経験させていただくと更に子供達への浸透が図られるのではないか。

(委員長)

裁判所は職業体験の受入れは実施していないが、学校からの傍聴依頼については模擬裁判なども提案している。日程が合うのであれば活用していただきたい。

ウェブサイトの単語検索は裁判所もホームページ上段に配置しているのでウェブサイトも利用頂ければと思う。

(委員)

函館市小学校社会科教育研究会や函館市中学校社会科教育研究会という先生方の研究会があるので、この研究会を活用していただくと広報の広がりが出る。この先生達がまず理解をすれば教育教材として取り扱われるので広報の広がりが出てくるのではないかと思う。

高校については、倫理、現代社会などの担当の先生に集まっていただいて話をいただければ広がりがでると思う。これらの学校教育現場での広がりが一策である。また、小学校や中学校の校長先生方の組織を通じながら裁判所の見学や模擬裁判を案内することで、この組織が窓口となり広がっていくことになると思われる。ただ、各学校で取り組む内容が多くなっているため、子供達の時間として学校の教育活動の中に加えることは難しいかもしれないが、先生方を取り込むことは一策だと思う。

(委員長)

管内の学校からの法廷傍聴や模擬裁判の参加は少ないのか。

(事務局)

有ることは有るが、多くはない。

(委員長)

各委員所属の組織でもウェブサイトを公開していると思うが、裁判所のウェブサイトで足りない点など何か気付きはないか。

(委員)

検察庁も最高検察庁から地方検察庁までのウェブサイトを持っている。私は

もっぱら実務家として裁判所のウェブサイトを利用することが多い。特に司法統計も出ており、裁判例情報がかなり詳細で結構古いものも簡単に検索できるため実務家的には使いやすいとの印象を持っている。ただ、一般の方が御覧になってどれほど役に立つかについては、そのような目線で見ることがないため、今、改めて考えたりもしている。

法務省としても法教育を進める一環として広報活動を行っている。裁判員制度の広報など司法手続をなるべく皆さんに利用していただく広報目的と検察庁の捜査や裁判に協力していただくとの広報目的がある。

裁判所がどういうものなのか分からないという方がたくさんいるし、本当に捜査に協力しなければいけないのか、などのアレルギーを感じられる方もたくさんいるが、これはある意味しょうがないことだと思っている。これを少しずつでも改善するためにウェブサイトを使用したり、その他のうまく伝える方法について常々思っている。取り扱っているものが楽しいものではないため砕けたものを作りにくいところはあるが、我々がやっている仕事がどういうものかということが分かるようなものを作れたら良いと思っている。そういう意味では裁判所のウェブサイトも実務家にとってはすごく使いやすいが少し堅い感じがする。

(委員)

当組織もウェブサイトは作っているが裁判所のウェブサイトは見やすく良いのではないかと思う。数年前は専門職が作っていたが、最近は掲載方式を決めたうえで各課が個々にすぐに出せるような形を整えたところだ。しかし、ばらつきが出てしまう部分はあるのである程度方向性を定めることは必要だと感じた。

私も裁判所のウェブサイトを見る機会がある。私が担当している戸籍や市民相談などで、市民からの相談に対して様式や必要書類等を検索し対応することができるので非常に参考になっている。

(委員長)

ウェブサイト以外について管内裁判所での広報活動を説明したところだが、管内町村などの狭い地域社会では裁判所に入入りしたこと自体を知られたくないとの希望もある。そのような意識と裁判所の広報とをどのようにして兼ね合いを取るかなどについての意見等はないか。

(委員)

裁判所の敷居が高いことについてだが、弁護依頼者と共に裁判所に来ると「初めて裁判所に入りました。」と言う。弁護士会もそうだが、使われる組織であるべきで図書館に行って本を借りたり、DVDを視聴するのと同じように使うところだとの発想をしていただけるようにするには、究極には法教育によるところなのかもしれない。郡部の法律相談に行っても役場で開催されているにもかかわらず、見られてしまうことへの抵抗などがある。裁判所を使うこと、弁護士を使うこと、紛争を解決することは当たり前のことだし良いことなんだとの発想を持ってもらえることが究極だと思うが、すごく難しいことであり、い

つも壁に当たるところでもある。多額の費用を掛けて広告を打っても効果は大変少ない。全てに対して広報を行うことの難しさを痛感している。

(委員長)

広報活動を行うに当たって、裁判所とマスコミなどの関係機関との連携について、意見があれば伺いたい

(委員)

マスコミとして取り上げるのは目新しさや画期的な何かがあると報道機関としても話題にしやすい。

広報活動は地道に途絶えることなく連続的に行っていくことが大事ではないか。広報の対象としている方、裁判所の情報を欲しい方をどう分割化し、どのようにそこに情報を届けていくかがポイントになると思う。裁判は誰でも関わる可能性の有ることなので、例えば市町村のイベントなど人の集まるような所でパンフレットを配布したり、人海戦術などで自然に深く一般の方々の中に存在を浸透させていくような方法が無難なような気がする。テレビやラジオでCMとして広報する方法も有るが、裁判所の広報は大多数の方に一度に同じ情報を届ける手法ではない方が良いように思う。裁判所の機能を考えたときには地道な活動が有効ではないかと思う。

(6) 次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は、平成25年7月12日(金)午後3時からとすることよろしいか。

(異議なし)

(7) 次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

提案がないようなので私から提案させていただくが、「家事事件手続法の施行と離婚調停」というテーマを取り上げることとしたいが、よろしいか。

(異議なし)

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆様のお協力に厚くお礼申し上げます。

(8) 閉会宣言 (総務課長)

以上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館司法書士会副会長	石川博康
函館地方法人会女性部会監事	石黒喜美子
函館青年会議所会員室室長	伊部宗博
函館市町会連合会副会長	岡嶋一夫
北海道新聞函館支社報道部長	小沢信行（家裁委員兼務）
札幌テレビ放送函館放送局長	加藤晃義（家裁委員兼務）
函館市女性会議会長	永澤和枝
函館市教育委員会委員長	橋田恭一

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋田敬昌
-------------	------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	大塚雄毅（家裁委員兼務）
------------	--------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	笹野明義（家裁委員兼務）
----------	--------------

〔5号委員〕

函館地方裁判所裁判官	矢口俊哉
------------	------

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

北斗市市民部市民課長	岡村弘之
北海道新聞函館支社報道部長	小沢信行（地裁委員兼務）
札幌テレビ放送函館放送局長	加藤晃義（地裁委員兼務）
函館市社会福祉協議会総務部長	坂野昌之
函館市中学校長会事務局次長（函館市立本通中学校校長）	
	田邊信之
北海道教育大学准教授	河 錬 洙
函館調停協会理事	本間芳樹
函館渡辺病院精神神経科医師	柳川厚史

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森越清彦
-------------	------

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	笹野明義（地裁委員兼務）
----------	--------------

〔5号委員〕

函館家庭裁判所裁判官	大倉靖広
------------	------